

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

石川県は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

石川県知事

## 公表日

令和8年3月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に基づき、又は準じ、生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため、次の事務を行う。</p> <p>①要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を決定し、実施する。 ②保護の開始、若しくは変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は応答に関する事務を行う。 ③職権により、要保護者に対する保護の開始又は変更を決定し、実施する。 ④保護の停止又は廃止に関する事務を行う。 ⑤生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務を行う。 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務を行う。 ⑨生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務を行う。 ⑩生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務を行う。 ⑪医療扶助オンライン資格確認の導入に関する次の事務を行う。</p> <p>(1)生活保護システム(標準準拠システム)から医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</p> <p>特定個人情報ファイルは、上記事務において、申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答を行うため、使用する。</p>
③システムの名称	生活保護システム(標準準拠システム)、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表23の項</li><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条</li><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年5月24日年デジタル庁・総務省令第8号。以下「令和6年省令第8号」という。)別表1の項</li><li>・生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の4</li></ul>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)(以下「令和6年省令第9号」という。)第2条の表13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,167,168,169,170,171,172の項 <情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号、第9号 別表23の項 ・令和6年省令第8号別表1の項 ・令和6年省令第9号第2条の表42,43,161,162の項 <医療扶助オンライン資格確認事務に係る根拠> 生活保護法第80条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部厚生政策課
②所属長の役職名	健康福祉部厚生政策課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎1階 石川県行政情報サービスセンター
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県健康福祉部厚生政策課 保護グループ
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [      ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。</p> <p>また、生活保護に関する事務では、上記のほか、申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力や特定個人情報の記載がある申請書等の保管等において特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

9. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検      [    ] 内部監査      [    ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策      [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	統合宛名システムへのアクセスは、IC カードとパスワードによる認証で限定されており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成し、また担当事務の管理を行うことで、適切な権限管理を行っている。これにより、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月20日	I 関連情報 5.評価実施機関における担	健康福祉部厚生政策課長 岡 謙	健康福祉部厚生政策課長 柚森 直弘	事後	人事異動による所属長名変更
平成28年5月20日	II しいき値判断項目 1.対象人数	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	年1回のしいき値の確認に伴う修正
平成28年5月20日	II しいき値判断項目 2.取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	年1回のしいき値の確認に伴う修正
平成29年5月26日	II しいき値判断項目 1.対象人数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	年1回のしいき値の確認に伴う修正
平成29年5月26日	II しいき値判断項目 2.取扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	年1回のしいき値の確認に伴う修正
平成30年6月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担	健康福祉部厚生政策課長 柚森 直弘	健康福祉部厚生政策課長 村田 拓也	事後	人事異動による所属長名変更
平成30年6月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県健康福祉部厚生政策課 生活自立支	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県健康福祉部厚生政策課 保護グルー	事後	組織改正による所属名変更
平成30年6月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	年1回のしいき値の確認に伴う修正
平成30年6月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	年1回のしいき値の確認に伴う修正
令和1年6月21日	I 関連情報 5.評価実施機関における担	健康福祉部厚生政策課長	健康福祉部次長兼厚生政策課長	事後	人事異動による所属長の役職名変更
令和1年6月21日	II しいき値判断項目 1.対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	年1回のしいき値の確認に伴う修正
令和1年6月21日	II しいき値判断項目 2.取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	年1回のしいき値の確認に伴う修正
令和1年6月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二の	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二の	事後	誤記修正
令和1年6月21日	IV リスク対策			事後	様式変更
令和2年7月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担	健康福祉部次長兼厚生政策課長	健康福祉部厚生政策課長	事後	人事異動による所属長の役職名変更
令和2年7月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	再実施によるしいき値の確認に伴う修正
令和2年7月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	再実施によるしいき値の確認に伴う修正
令和3年7月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給	事後	法令改正による書きふりの変更
令和3年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによ	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二の	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二の	事後	法令改正による条文修正
令和3年7月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	年1回のしいき値の確認に伴う修正
令和3年6月21日	II しいき値判断項目 2.取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	年1回のしいき値の確認に伴う修正
令和4年7月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給	事後	法令改正による書きふりの変更
令和4年7月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	年1回のしいき値の確認に伴う修正
令和4年7月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	年1回のしいき値の確認に伴う修正
	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に基づき、生活に困窮する者に対して、そ	事後	外国人生活保護独自利用事務実施
	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取	生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	事前	医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う修正
	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)以下「番号法」という。第9条第1項 別表第一の15の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)以下「番号法」という。第9条第1項 別表23の項	事後	外国人生活保護独自利用事務実施
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二の	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二の	事後	番号法の改正
令和5年7月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	年1回のしいき値の確認に伴う修正
令和5年7月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	年1回のしいき値の確認に伴う修正
令和6年7月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に基づき、生活に困窮する者に対して、そ	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に基づき、又は準じ、生活に困窮する者に	事後	生活保護法の改正
令和6年7月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)以下「番号法」という。第9条第1項 別表第一の15の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条 ・県条例第3条第1項、第2項、別表第一の5の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年石川県規則第38号)以下「県規則」という。第2条第5項 ・生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の4(令和5年度中の施行予定) ・生活保護法附則(令和3年6月11日法律第66号)第10条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)以下「番号法」という。第9条第1項 別表23の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条 ・政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第8号、以下「令和6年省令第8号」という。)別表1の項 ・県条例第3条第1項、第2項、別表第一の5の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年石川県規則第38号)以下「県規則」という。第2条第5項 ・生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の4	事後	番号法関係法令の改正  医療扶助オンライン資格確認導入に伴う修正
令和6年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号 別表第二の	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号	事後	番号法関係法令の改正
令和6年7月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	年1回のしいき値の確認に伴う修正
令和6年7月1日	II しいき値判断項目 2.取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	年1回のしいき値の確認に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に基づき、又は準じ、生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため、次の事務を行う。 ①要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を決定し、実施する。 ②保護の開始、若しくは変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は応答に関する事務を行う。 ③職権により、要保護者に対する保護の開始又は変更を決定し、実施する。 ④保護の停止又は廃止に関する事務を行う。 ⑤生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務を行う。 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務を行う。 ⑨生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務を行う。 ⑩生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務を行う。 ⑪医療扶助オンライン資格確認の導入に関する次の事務を行う。 (1)生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険者等向け中間サーバー等にお	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に基づき、又は準じ、生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため、次の事務を行う。 ①要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を決定し、実施する。 ②保護の開始、若しくは変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は応答に関する事務を行う。 ③職権により、要保護者に対する保護の開始又は変更を決定し、実施する。 ④保護の停止又は廃止に関する事務を行う。 ⑤生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務を行う。 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務を行う。 ⑨生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務を行う。 ⑩生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務を行う。 ⑪医療扶助オンライン資格確認の導入に関する次の事務を行う。 (1)生活保護システム(標準準拠システム)から医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険者等向け中間サーバー等にお	事前	標準準拠システムへの移行に伴う修正
令和7年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等	生活保護システム(標準準拠システム)、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	標準準拠システムへの移行に伴う修正
令和7年12月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和7年12月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和7年12月1日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業	(新規項目)	記載のとおり	事前	様式改正に伴う追加
令和7年12月1日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規項目)	記載のとおり	事前	様式改正に伴う追加
令和8年3月2日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表23の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条 ・政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第8号。以下「令和6年省令第8号」という。)別表1の項 ・県条例第3条第1項、第2項、別表第一5の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年石川県規則第38号)(以下「県規則」という)第2条第5項 ・生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の4	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表23の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第8号。以下「令和6年省令第8号」という。)別表1の項 ・生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の4	事後	石川県番号条例及び条例施行規則の改正(令和8年2月18日)に伴う修正
令和8年3月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)(以下「令和6年省令第9号」という。)第2条の表 13,14,20,28,37,40,42,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,167,168,169,170,171,172の項 <情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号、第9号 別表23の項 ・令和6年省令第8号別表1の項 ・令和6年省令第9号第2条の表42,43,161,162の項、第44条、第45条、第163条、第164条 ・県条例別表第三の項、別表第三の3の項 ・県規則第3条第3項、第4条第3項 <医療扶助オンライン資格確認事務に係る根拠> 生活保護法第80条の4	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)(以下「令和6年省令第9号」という。)第2条の表 13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,167,168,169,170,171,172の項 <情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号、第9号 別表23の項 ・令和6年省令第8号別表1の項 ・令和6年省令第9号第2条の表42,43,161,162の項 <医療扶助オンライン資格確認事務に係る根拠> 生活保護法第80条の4	事後	石川県番号条例及び条例施行規則の改正(令和8年2月18日)に伴う修正